

建設委員会・地方行政委員会連合審査会議録第二号

昭和三十三年四月四日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員
建設委員長

委員 西村 直己君

理事 大島 秀一君 理事 大高 康君

理事 荻野 豊平君 理事 久野 忠治君

理事 三鍋 義三君

理事 達澤 寛君

理事 池田 清志君

理事 薩摩 雄次君

理事 堀川 恭平君

理事 山口 好一君

地方行政委員会

理事 龜山 孝一君 理事 吉田 重延君

理事 川村 經義君 理事 中井 徹次郎君

理事 青木 正君

理事 菅野 和太郎君

理事 綱淵 彌三君

理事 井岡 大治君

理事 大矢 省三君

理事 門司 亮君

出席國務大臣

建設大臣 根本 龍太郎君

出席政府委員

總理府事務官(自治庁財政局長) 小林 興三君

厚生技官(公衆衛生局長) 尾村 偉久君

建設事務官(計画局長) 町田 稔君

委員外の出席者

大蔵事務官(主計官) 松永 勇君

厚生技官(公衆衛生局長) 田辺 弘君

生局水道課長

建設事務官(計画局長) 志村 清一君

建設技官(計画局長) 岩井 四郎君

局下水道課長

専門員 山口 乾治君

本日の会議に付した案件

下水道法案(内閣提出第一四六号)

〔西村建設委員長委員長席に着く〕

○西村委員長 これより建設委員会・地方行政委員会連合審査会を開きます。

案件を所管する委員会の委員長であります私が委員長の職務を行います。これより下水道法案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますから順次これをお許しいたします。三鍋義三君。

下水道法案
下水道法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 公共下水道(第三条―第二十五条)
第三章 都市下水道(第二十六条―第三十一条)
第四章 雑則(第三十二条―第四十四条)
第五章 罰則(第四十五条―第四十八条)

附則
第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共下水道及び都市下水道の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く)に起因し、若しくは附随する雨水(以下「汚水」という)又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するため設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(尿尿浄化槽を除く)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置する下水道で、下水を排除すべき区域が政令で定める規模以上のもの又は終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四 都市下水道 主として市街地における下水を排除するために

地方公共団体が管理している下水道(公共下水道を除く)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

五 終末処理場 尿尿を含む下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

六 排水区域 公共下水道により下水を排除することができ、地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

七 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができ、地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

第二章 公共下水道

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合

において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条の事業計画において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 排水施設(これを補完する施設を含む)の配置、構造及び能力並びに予定排水区域

二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力並びに予定処理区域

三 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む)を設ける場合には、その配置、構造及び能力

四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(認可基準)

第六条 主務大臣は、第四条の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合していること。

三 予定排水区域又は予定処理区域が排水施設又は終末処理場の配置及び能力に相応していること。

四 当該地域に關し都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三條の規定により都市計画又は都市計画事業が決定されている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(構造の基準)

第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

(放流水の水質の基準)

第八条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水(以下「放流水」という。)の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

(供用開始の公示等)

第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他主務省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しななければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水道の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替へるものとする。

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者

三 道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

第十二条 公共下水道管理者は、次の各号に掲げる水質の下水を排除し、継続して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、当該下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置をしなければならぬ旨を定めることができる。

一 著しく公共下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水

二 多量の有毒物質を含む下水その他の放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある下水

3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができ

る者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならぬ者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができ、この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(除害施設の設置等)

第十三条 公共下水道管理者は、日出後日没前に限り、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備又は除害施設を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建築物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に關する工事の施行その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(排水設備等の検査)

第十三条 公共下水道管理者は、日出後日没前に限り、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備又は除害施設を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建築物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に關する工事の施行その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(兼用工作物の工事)

第十五条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が道路、堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物(以下これを「他の工作物」という。)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下水道の施設に関する工事を施行させ、又は当該公共下水道の施設を維持させることができる。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(兼用工作物の費用)

第十七条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(損傷負担金)

第十八条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第十九条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができ、排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 使用者の使用の態様に応じて、妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別取扱いをするものでないこと。

(放流水の水質検査等)

第二十一条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならぬ。

(設計及び工事の監督管理)

第二十二条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合(政令で定める場合を除く。以下「工事」という。)、その設計(その者の責任において設計図書を作成することを含む。)又はその工事の監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することを含む。)については、政令で定める資格を有する者以外者に行わせてはならない。

(公共下水道台帳)

第二十三条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳(以下「公共下水道台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合において、これを拒むことができない。

(行為の制限等)

第二十四条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)

設ける場合を除く。)

二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に關し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章 都市下水路

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(指定)

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者(以下「都市下水路管理者」という。)は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときは、同様とする。

2 都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかんがい排水施設の利用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に關係のある土地改良区(土地改良区の存しない地域にあつては、農業協同組合その他の水利関係団体)の意見をきかなければならない。

(管理の基準等)

第二十八条 都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持するように管理しなければならない。

2 都市下水路の構造及び維持管理

に關して必要な技術上の基準は、政令で定める。

(行為の制限等)

第二十九条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

一 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。

二 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

3 都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に關し、権原に基き、第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者(工事中の者を含む)は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

(都市下水路に接続する特定排水施設の構造)

第三十条 次に掲げる事業所の当該都市下水路に接続する排水施設の構造は、建築基準法その他の法令

の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

一 工場その他の事業所(一団地の住宅経営、社宅その他これらに類する施設を含む。以下この条において同じ)で政令で定める量以上の下水を同一都市下水路に排除するもの

二 工場その他の事業所で政令で定める水量の下水を政令で定める量以上に同一都市下水路に排除するもの

2 前項の規定は、都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に接続する排水施設については、同項の事業所について政令で定める大規模な増築又は改築をする場合を除き、適用しない。

(準用規定)

第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道管理者」とあるのは「都市下水路管理者」と、「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と、第二十三条中「公共下水道台帳」とあるのは「都市下水路台帳」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(他人の土地の立入又は一時使用)

第三十二条 公共下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道又は都市下水路に關する調査、測量若しくは工事又

は公共下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で開かれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(許可又は承認の条件)

第三十三条 この法律の規定による許可又は承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(公共下水道に關する資金の融通)

第三十五条 国は、公共下水道の設

置又は改築を行う地方公共団体に對し、これに必要な資金の融通に努めるものとする。

(国有地の無償貸付等)

第三十六条 普通財産である国有地は、公共下水道又は都市下水路の用に供する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(主務大臣の工事に關する監督等)

第三十七条 主務大臣は、公共下水道管理者のする工事が次の各号の一に該當する場合においては、当該公共下水道管理者に對し、その工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 第四条の認可を受けずに公共下水道に關する工事を施行する場合

二 第四条の認可を受けた事業計画に違反して公共下水道に關する工事を施行する場合

2 主務大臣は、公共下水道又は都市下水路の構造が第七条又は第二十八条第二項の技術上の基準に適合していない場合においては、当該公共下水道管理者又は都市下水路管理者に對し、期間を定めて、当該公共下水道又は都市下水路を改善すべき旨を命ずることができる。

(公共下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者又は

都市下水道管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2 公共下水道管理者又は都市下水道管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 公共下水道又は都市下水路に關する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 公共下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、前二項の規定により、処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞

を行わなければならない。ただし、その者が聴聞に應じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができないときは、公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨あらかじめ公示しなければならぬ。

5 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 第三十二条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。

7 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、第五項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徴することができ、

て、公共下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徴することができ、

(権限の委任)

第四十条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(国等の特例)

第四十一条 国又は地方公共団体が第二十四条第一項又は第二十九条第一項に規定する行為をしようとするときは、これらの規定にかかわらず、公共下水道管理者又は都市下水路管理者とあらかじめ協議することをもつて足りる。

(特別区に關する特例)

第四十二条 特別区に存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替へるものとする。

(異議の申立)

第四十三条 この法律の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者がした処分について不服のある者は、当該処分があつた日から三十日以内に、当該処分をした公共下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立があつたときは、公共下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体の長は、申立を受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならぬ。

3 訴訟法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項

の異議の申立について準用する。

(主務大臣)

第四十四条 この法律において主務大臣は、建設大臣(終末処理場に關する事項については、厚生大臣)とする。

2 この法律において主務省令は、厚生省令、建設省令とする。

第五章 罰則

第四十五条 公共下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を與えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨けた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者又は都市下水路管理者の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(下水道法の廃止)

第二条 下水道法(明治三十三年法律第三十二号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(公共下水道に關する経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」という。)の施行前に市町村が旧法第二十四条の規定による認可を受けて築造した又は築造中の下水道(以下「既設公共下水道」という。)は、当該市町村が新法第四十四条の規定による事業計画の認可を受けて設置した又は設置中の公共下水道とみなす。

2 新法第七條の規定は、既設公共下水道については、これを改築する場合を除き、適用しない。

3 新法の施行の際現に供用を開始している既設公共下水道については、旧法第三條の規定に基き当該既設公共下水道により下水を排除すべき地域を新法第二條第六号に規定する排水区域とみなす。

4 新法の施行の際現に処理を開始している終末処理場については、附則第六條の規定による改正前の建築基準法第三十一条第三項の規定により特定行政庁が指定した区域を新法第二條第七号に規定する処理区域とみなす。

5 新法の施行の際現に既設公共下水道に關し、権原に基き、新法第二十四条第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者(工事中の者を含む。)は、従前と同様の条件により、当

該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

6 新法の施行の際現に既設公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に關し、権原に基き、施設又は工作物その他の物件を設けてゐる者(工事中の者を含む。)については、新法第二十四条第三項に規定する場合を除き、公共下水道管理者は、同項の規定にかかわらず、その権原に基いてなお該施設又は工作物その他の物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件を設けさせることができる。

(旧法に基く処分等)に關する経過措置)

第四条 新法の施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相當する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十条の三中第八号を削り、第九号を第八号とする。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「汚物処理の設備を有する下水道を利用することが出来る区域」を「下水道法(昭和三十三年法律第 号)第二

条第七号に規定する処理区域」に改め、同条第二項中「前項の下水道」を「下水道法第二十五条に規定する終末処理場を有する公共下水道」に改め、同条第三項を削る。

(土地収用法の一部改正)

第七条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三十八条中「下水道法(明治三十三年法律第三十二号)による下水道」を「下水道法(昭和三十三年法律第 号)による公共下水道若しくは都市下水路」に改める。

(道路法の一部改正)

第八条 道路法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「下水道法(明治三十三年法律第三十二号)」を「下水道法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

理由

下水道の整備を図ることによつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するため、現行下水道法を全面的に改正して、公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理に關し必要な基準等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三鋼委員 若干の質問をいたしたい

と思ひます。主として条文について御質疑申し上げたいと思つておりますが、なるべく過去の委員会における質問と重複しないようにしてお尋ねしたいと思ひます。

第二条の第一号、下水の定義といったしまして、「生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)」となつておるのであります。この耕作の事業中に家庭菜園が入るのか入らないのか。家庭菜園といつても純然たる家庭菜園もあると思ひますし、場合によつては相當な規模の、事業に近いような家庭菜園もある場合があるのではないかと考えますので、これについての御意見を伺いたいと思ひます。

○町田政府委員 ただいまお尋ねのございました家庭菜園等に作るものは、ここにございます耕作の事業の中に入らないものと解釈いたしております。

○三鋼委員 それは相當大規模なものであつて、いわゆる事業的な家庭菜園であつても入らない、このように解釈してよろしうございますか。

○町田政府委員 いわゆる家庭菜園は入りませんが、それがたゞいまお話のございましたように非常に大規模なものになりまして、それを他に添つて事業として経営しておるような場合には、耕作の事業に入る場合もあると思ひます。

○三鋼委員 耕作の事業に入る場合もある、こういたしますと、そこに非常に区別のむづかしい場合が出てくると思ひますが、そういう場合はどういふ根拠、どういふ規模においてこれを判断するか、これをお尋ねしたい。

○町田政府委員 営利事業として経営をいたしております場合には耕作の事業として扱う、それから自家消費のために、いわゆるわかれわかれが理解しておるような家庭菜園的な経営をいたしております場合には、入らないというように解釈いたしております。

業として扱う、それから自家消費のために、いわゆるわかれわかれが理解しておるような家庭菜園的な経営をいたしております場合には、入らないというように解釈いたしております。

○三鋼委員 第二号におきまして同じく「かんがい排水施設を除く。」とあるのであります。これはまあこれを入れるという実情に沿わない場合がある、こういうことを御説明になつておつたのでありますけれども、実情に沿わない場合とは一体どういう場合か。灌漑排水も公共下水道と一緒に、密接な関連において築造管理すべきである、こういった考え方を持つのであります。下水道と判然と区別のできない場合があるのではないかと思ふのでありますけれども、この点に対する御答弁をお願いしたいと思ひます。

○町田政府委員 灌漑排水施設の場合には、単に下水を排除するという作用を持つばかりでなく、あるいは農地に水を引くというように、使用の目的を持った施設になるわけであります。下水の場合ですと、なるべく早く水を排除してしまふ方がいいわけでございまして、灌漑排水施設は、たゞいま申しましたように使用ということも考えまして施設をいたします。そこでおのずから構造等にも差異がございしますので、灌漑排水施設は特に除いたのであります。

○三鋼委員 私のお尋ねしておるのは、はっきりとそれが区別できる場合が大部分だと思ふのであります。判然とせぬような場合がやはり實際問題としてあるのではないか、こういう場合における考え方、処置、これをもう少し明確に御説明願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 ただいま御指摘のございましたように、事實問題といたしましてはなかなか区別のつきにくいこともあると思ひますが、ただ灌漑排水施設の場合には、施設管理者が定まつておりまして、農業団体等が管理をいたしておりますので、そういう場合には下水道の管理者である市町村長とそれらの管理者とが協議をいたしまして、どちらにきめるかということを決すべきものと考えております。

○三鋼委員 重ねてお尋ねをいたしますが、三号、四号、これらと関係いたしました、下水、灌漑排水、そうして工業の排水、この関係はどのようになつていくのか、私實際の状況がわからないからお尋ねするのであります。この三つの関係が非常に相錯して、むづかしい場合が實際の問題として出てくるのではないかと思ふのであります。工業用水が専用の下水道に入つていないのであります。この専用下水道に工業用水も含まれるべきものである、やはり規制の対象となるべきものである、このように考えるのでございしますが、具体的にどういふ工合になつてゐるのか、三つの関連性、これを承りたいと思ひます。

○町田政府委員 工業の排水を放流いたします場合に、公共下水道の排水区域内に入りますならば、これは公共下水道に当然排除すべきものと考えます。それで、工場が都市の市街地に密集いたしております場合には、公共下水道によつてもばら工場の排水を排除することが出来るわけでございまして、排水区域外の場合にいかにするかというところが問題になつて参ります。

それで、工場等が河川の流域等におきまして排水区域外に入ります場合には、直接河川に放流をいたしておるのではありませんが、これに對しましては、この下水道法では特別の規制をいたしておりません。その場合に一番問題になりますのは、河川の水流を汚濁するという問題でございますが、これに對しては公共汚濁防止法等が將來でできました場合に、これで規制するように考えております。

それからなお、たゞいま公共下水道と都市下水道との區別についてのお尋ねがあったかと思つてございしますが、公共下水道は、ここに書いてございしますように、主として暗渠の下水道でございます。また、都市下水道は開渠でございまして、新たにこれを設置するということとは、都市下水道の場合はほとんどないでございします。

〔西村建設委員長退席、荻野建設委員長代理登壇〕

○三鍋委員 次に第五條の第一項についてお尋ねしたいと思ひます。ここに事業計画に定めるべき事項が掲げられてあるのではありませんが、この一号に「排水施設の配置、構造及び能力並びに排水区域」となつておるのではありませんが、これは排水区域だけでいいように思つておるのではありませんが、もっと明確に排水区域における推定される排水量、こういうものもはつきり明文化しておいた方が、將來計画變更とか何かということがあるないで済むのではないかと、排水区域といふは推定排水量というものと含めての意味に書かれてゐるのか、それとすれば、それでもいいのでありま

すけれども、やはり推定される排水量というものはつきりとうたつておいた方がいゝように思つておるのではありませんが、いかがでございしますか。

○志村説明員 第一号の排水構造及び能力という、この能力の中に排水量と申しますか、その部分につきましても詳細に書くことになつておりますので、先生のお考えの点はこれに一応盛り込んでお解してよろしいのではないかと申します。

○三鍋委員 第三号を拝見すると「これを補完する施設を含む」とカッコーにうたつてあるのではありませんが、補完する施設とは一体どういふものを言うのか、御説明が願ひたいと思ひます。

○岩井説明員 この補完とはポンプ施設なんかを言うのであります。

○三鍋委員 ポンプ施設なんかでこれに該当するということですね。それで、次にこのお尋ねしたいのは、私ははないかと思つておるのではありませんが、それは財政規模との均衡上妥当であるかどうかという、そういう見地に立ちまゝして、工費の総額及び収支の概算も必要記載事項としてここに掲げるべきではないか、このように考へるのでございしますが、これに對する御所見を承わりたいと思ひます。

○志村説明員 公共下水道、都市下水道、いずれも地方公共団体の仕事としてやつていくという考え方が基本をなしておるのではありませんが、さうな意味におきまして、公共団体でみずからどのような工費をかけて、どのようにやつていくという計画がある、その前提の上でどういふ構造になつておるか

ということを見ればよろしい。團の事業を公共団体がやるという意味ではなくて、公共団体個々の仕事であるという意味におきまして、第五條の事業計画に定めるべき事項の中に入れてないわけでございます。

○三鍋委員 私の考えは、こういった点をやはりしっかりとつておいた方がいゝように思つてございしますが、まあたゞいまの御説明を一応了解することにいたします。

次に第十條でございますが、この第一、第二、第三、この三者の関連はどのようになるのか、何かやはり統一したものが必要だということとは明らかでありますが、個々別々といつたようなことになる懸念はないか、その点につきまして御説明を願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 御指摘のように第十條におきましては、排水設備の設置義務者を三種に分けております。第一号におきましては「建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者」となつております。これは建築物が現に建てられておる土地におきましては、建てられておる建築物を現に所有者が排水設備を設置する義務があるという規定をいたしたのでございまして、汚水を一番排除いたしたものが、現に建築物を所有しておる者であるのが原則でございしますので、こういうふうにいたした次第でございします。それから建築物が現に建てられておる敷地につきましては、これはその土地の占有者または所有者、いずれかを排水設備の設置義務者にすることといたしておりますが、占有者とい

におきまして、いろいろの差異が認められますので、この場合は一律に土地の所有者というように定めただけでございしますが、これが設備設置義務者を確定いたしますのに一番容易であり、明瞭であるというふうに考へたからでございします。それから道路その他の公共施設の場合には、これは当然当該公共施設を管理すべき者が、排水設備の設置義務者になることが適當であると思ひます。たゞいま御懸念のありましたように、これらの場合にいずれが排水設備の設置義務者であるかわからないようなことがないかという点でございしますが、ここにございしますように、それぞれその土地が建築物が建つておるかどうかということがはつきりいたしますし、また公共施設の用に用いられておるかどうかということがはつきりいたしますので、必ずしも混乱することはないと思ひます。それぞれ実情に沿つて最も適當なものに排水設備の設置義務を課していくというふうに考へます。

○三鍋委員 この排水設備を設置する場合におきまして、これは個々別々になされるものではもちろんないのでありまして、三つともみんな一つの事業として関連性を持つておりますが、その円滑な運営をどのようにしてやるか、むだのないようにやつていくために、何かそこに三者協定してやつていかなければならぬのじやないかと思ひますが、その点についてもう一べんお伺ひいたします。

○町田政府委員 この排水設備を設置いたします場合には、第十條に書いてございしますように、まず公共下水道が設置をされまして、具体的に申します

れば、自分の家の道路のところに公共下水道の管が来ておる。その管まで自分のうちの汚水を排除するという、メインの管までの設備の問題でございしますので、そう混乱するようなことはないのじやないか、こう考へております。

○三鍋委員 第二項、「その清掃その他の維持は、当該土地の占有者が行うものとす」と。こうなつておるのであります。この占有者と所有者との區別、これは自分は何ら下水設備、排水設備を利用するものではない、家から幹線に行くまでの途中にあるところの土地所有者、これは占有者となつておるのであります。この人がさういふ責任を持たせられるということとは、これはどういふことかというところがわかりかねるのであります。御説明願ひたいと思ひます。

○志村説明員 お答えいたします。ここに書いてございしますのは、公共下水道が設置されました場合に、自分の敷地からこの公共下水道までの間、排水管を入れます。自分の敷地の下水を流す設備を設ける。その場合設備を設ける方は、建築物が建つておれば建築物の所有者、建築物がない場合土地の所有者、かやうになつておりますが、そのごみがたまつたのを掃除したり、その他の管理のことは、所有者とかなんと言つても、その土地を現に使つておる方、占有しておる方にやつていただくのが一番都合がよろしいという意味で、第二項の規定を置いたわけでございます。

○三鍋委員 その占有者というのは、たとえば一つの家、住居があら

ね、この人が下水を公共下水道に流そうとする場合、その家の方は占有者、こういう解釈なんですか。

○志村説明員 現に使っておる方ですから、家にお入りになって家をお使いになっておる方と解してけっこうだと思ひます。

○三鍋委員 そうすると、当該土地の占有者というのは、排水をする必要のある住民であつて、他人の土地を使用させていたいて、そうして下水道に流し込むこの人自体を言う、こういう工合に解釈していいのですか。

○町田政府委員 さようでございます。

○三鍋委員 私はもう少し質問申し上げたいのですが、ちょうど地方行政の門司委員その他もお見えになつておりますから、残余の質問は次会に保留していただきまして、一まずこれで私の質問はきようは終りたいと思ひます。

○荻野委員長代理 中井徳次郎君。

○中井委員 大へんどうもしろうとで、あまり具体的な内容も調べておらぬのですが、下水道法案というものは、これは最初に出したのですか、これまでありましたものを集約して修正したのでですか。

○町田政府委員 下水道法は、現在明治三十三年に制定されましたものが現行法としてございます。ただ非常に条文が簡単にございまして、内容も時代にそぐわない点もございまして、今回新法によつて全面的な改正をいたしたい、こう考えております。

○中井委員 今ちよつとこの法案を拝見したのですが、これを全般的な都市——この法案は二つに分れてなつて

おるようでありまして、これでやるということになる、趣旨としてはまことにけっこうなことでありまして、大へんな金がかかると思ひます。そこで建設省として御計画になつておりますのに、今全国に市がたぐさでございまして、中にはイノシシやクマの出る市もあると言われておりますが、大体の御計画で、欧米各国はもうほとんど下水道の施設など終つておると思ひます。が、そういうものに比肩するまでにやりますためには、経費として大体どれくらいかかるものであるか、概算的なものでもありましたらお示しいただきたい、かように考えます。

○町田政府委員 ただいま御意見のございましたように、わが国の下水道は、都市の施設のうちで非常におくれております。現状をちよつと申し上げますと、建設省では、これはまだ省として固まつた計画でもございせんが、一応十年計画というふうなものを考えておりまして、十年間に二千億程度の下水道事業を実施したいという計画を持っております。これによりまして昭和四十二年に市街地面積の四分の一程度の地域に公共下水道を整備したいというふうに考えております。

○中井委員 建設省の計画としては、私はどうも残念ながらまことに貧弱だと思ふのが、十年にわたつてまだ四分の一というふうなことでございまして、かつ徹底的な計画を立ててはどうか。経費の問題はまたあとで言いますが、日本というところはおかしいところで、都市などにおきまして、目に見えるところだけけりつぱにやりますけれども、基本的な施策というものが

欠けておる。そういう面におきまして、計画を立てたになつても、十年で四分の一というふうなことではどうてい満足できないのです。現状はどのくらいなのか。それとの比較において判断をしていきたいのだが……。

○町田政府委員 十年計画の総量で非常に少ないではないかというおしかりでございますが、これは私たちが決して多いとは思ひません。実は全市街地の四分の一の地域に下水道を作ろうというふうな貧弱な計画で、まことに恐縮に思つておるのでございまして、現状は百四十一都市が現在公共下水道を持つておるという実情でございまして、

〔荻野建設委員長代理退席、西村建設委員長着席〕

これは現在設置中のものも含めて、しかもその普及の割合がどのくらいかと申しますと、市街地面積の一・二・八％という状況です。これを四分の一つまり二五％にしたいというところで、まず現在の倍にしようというわけですから、下水道の法律が施行されたのが明治三十三年で、それから数十年の間に普及いたしました程度以上に、この十年間で下水道の網をめぐらそうというわけでございます。いかにも貧弱ではございますが、これだけの目標を達するのにも、財源措置その他を考へますと、なかなか容易なことではないという感じがいたしております。

○中井委員 現在の下水道が市街地面積の一・二・八％というふうなお話であつたが、この一・二・八％というのは、いわゆるたれ流しのもの、それから終末処理場を持つておるもの、それらをみなひくくするめてそういうことになるのですか。

○荻野説明員 それぞれ、あるものもないもの、ひくくするめてございませう。

○中井委員 それではこれと関連いたしまして、どうも日本の都市の建設を見ると、上水道ばかり先にやつて下水道をほうっておくという傾向だが、上水道の普及率はどうか。

○尾村政府委員 上水道は日本全体といたしまして約四〇％の普及率でございまして、それから市以上でございまして、いわゆる上水道と簡易水道に一応分けております。簡易水道は主として農村部落でありまして、上水道を敷くような都市では約七〇％までできております。

○中井委員 今大臣がお見えになりましたが、さつきから問答をやつておるのです。どうも日本の都市は表から見ただけではやかましう言ひけれども、こういう基本的ではあるけれども隠れた衛生的なことについてはほつたらしかけておく。そこであなたの計画を聞くと、非常に雄大なようであるが、十年でわずか二億、それで四分の一、二五％しかできない。上水道はすでに四〇％、ちよつとした市になると七〇％まであるという。これはどうもおかしな形だと思ふのですが、こういう点についてと根本的な案を立てられないのですか。私はこれは事務当局は初めからはなはだ萎縮沈滞をしておるというふうな感じを持つておるが、一つ率直に大臣の見解を伺つておきたいと思ふ。

○根本国務大臣 ただいま御指摘の通り、日本の都市施設として一番おくれおるのは下水の設備でございまして、これは従来日本の都市計画をやる場合に、各都道府県あるいは市におきましても、上水道の方は国民が割合にこれに関心をもちつたのでありまして、下水道につきましては、相当金がかかるということ、既成の都市が自然膨張しておるという関係で、本来ならば道路と下水を一番基礎的条件としてやらなければならぬにもかかわらず、これができていなかった。こういう現状にかんがみまして、私が就任以來ぜひこれに重点を向けようというこゝとで一步を踏み出したのであります。が、何しろ非常に膨大な金がかかるというこゝと、それから各都市におきましても、区画整理と上水道には相当熱意を持っておりますが、下水道についてはなかなか計画と踏み切りをしておられない。しかもこれはある程度までは自己財源を持たなければならぬし、起債のワクにも限界があるもので、お示しのように、全体の下水道の現状から見てはなはだ規模が小さいようでありまして、しかし計画だけ大きく立てても現実に行つていかなければいけません。じゃなにかということ、お示しのうちに十年間に二億程度、これならば地方財政もある程度までふんばつてもえはでるのじゃないか、こう実際の案を考えた次第でございまして、これでだんだん国民世論の喚起に努めつつ、地方財政の状況がよくなりますれば、さらに実施の結果にかんがみて拡大することも考えておりますが、一応この程度において実行するのが今のところの限度ではないかと考えておる次第であります。

○中井委員 今の御答弁であります。が、こういうふうな都市の形態ではないかと思ふ。そうして下水道を大いに、

にやるといふ御趣旨はわかるが、實際問題としてできないということになつてくると、やはり地方財政とひっかかりがある。そこで、この法案の中には一定の助成金を与えるようなことを書いてありますが、今では三分の一でありましたか、どうでありましたか、その率等について、この際大局の見地から——それこそ衛生関係でありまして、単にその都市の住民だけではないで、全国的なものとして処理する、そういう建前から言つと、これはやはり国あるいは県が相当な負担をすべきものである。よほどけつをたたかないことには、なかなかあなたの言う二千億さへでにくいんじゃないか、こう思うのですが、こういう面についてどうお考えになつておるか。それで基本的な問題として、私は最初から一つお尋ねしたいと思うんだが、上水道と下水道の関係ですが、どうも今の御説明を聞くと、下水道ははつたらかして、上水道ばかりどんどんやつておるといふ形は、これは本末転倒じゃないかと思うのです。少くともまず下水道をやつて、それから上水道にかかるといふ形において、初めて私はこの面ができるように思うのですが、そういう図としての指導方針というふうなものをこの際確立する意思はないかどうか、この点を伺つておきたい。

○根本國務大臣 お示しの通り、都市計画を実施する場合において、道路と下水が一番基礎的条件としてやるべきであるということ、私も非常に望ましいと思つております。ただ従来、都市計画をやる場合にも、区画整理だけに重点を置きまして、この点が非常におくれておる。そういう点で助成も必

要でありまして、この計画を立てるに當つて、端的に申しまして、なかなか財務當局が乗つてきません。そこで、とにかく一応の現実的なものとして、これをまずやりまして、その次に地方につきまして、私はこれを勧奨してあるのでありますが、各都道府県あるいはまた市においてやる場合、下水道に關する特別会計を設けて、使用料のほか、起債一般とこれを入れて、ちょうど上水道について特別会計で各地方自治団体が事業を執行しておるような、バランスのとれたものを一つやつたらいいんじゃないか。場合によつては、これは非常に緊急課題でございますが、上水道と下水道と一緒にした特別会計を都市でやらしていく方が、あるいは事業運営上いいんじゃないか。というのは、上水道の方は相当使用料が入つてくるのです。下水道の方はなかなかそれがむずかしい。そのために下水道がいかならないから、これは環境衛生を改良するといふ意味において、今後都市計画をする場合には、上水道計画と下水道計画がバランスをとれたものについて、関係各省相協力して、そういうところに優先的に財政措置あるいは起債の措置を考へていく方が、今後推進するために適当じゃないかというふうな考えを持つておられますが、まだその点については、自治庁あるいは厚生省と十分に話し合ひをしておりません。今後そういう方針で、お互いに研究して、持つていきたいという氣持を持つておる次第でございます。

○中井委員 計画として、下水道と上水道を総合的に考へていくという大臣の御答弁は、ごもっともだと思ふが、今の前段の、料金関係を上水道

と下水道を総合的にやる。これはやつていけるともありません。しかし現在、下水道なんていうものは、ただのものだと思ひ込んでいる都市の住民が大部分でありますから、その点はその簡単に——大臣が今お考えになつておることはちよつと輕率じゃないか、かように思ふわけでありまして、それから、これは大へん技術的なことになりまして、下水道の大きなき、太き等、これを関連してお尋ねしたいのですが、日本の最大のもの、直径どれくらいのものになつておりますか。これを申し上げるのは、日本は欧米と違ひまして非常に降雨量が多いですから、——どうもこれまでの下水を見ておきますと、明治三十年代かにできた、法律でありまして、何であまりましようか、欧米のまねだけで、日本の実情に合つてない下水道に至るところにあるように思ふのですが、そういう点について技術的な見解をちよつと伺つておきたい。

○岩井説明員 現在日本で使つていますパイプの大きさはありますが、これは九いパイプとして、直径一メートル八〇というのが大きなものになつております。それで、さらに大きくなりまして、三メートル角——大体三メートル角のものが一番大きなものになつております。これは実はきょう午後、下水の映画を見ていただくことになつておりますが、それに出ております。

○中井委員 実はこの間も——大臣も映画が好きだと思ふんですが、地下水道という映画があつて、私もちよつと見ましたが、非常に雄大なもので、あれはワルシャワですかね、ああいう雨があまり多くないところでも、あれだけ雄大なやつをやつていけるが、今の課長の答弁を聞くと一メートル幾ら、そんなことでは私はどうい間合はないと思ふ。私は事實を知つていからこの問題を申し上げるのです、皆さんも御存じだと思ふけれども、どうも日本の下水道施設をしているところは、大雨が降りますと下水道が噴水してあります。東京あたりでも至るところ噴水してある。これは衛生的見地から見て、降雨のときには全くだ水道の用をなさないことになつておる。こういうものについての具体的なデータとかなんだとかお持ちですか、ちよつと伺つておきたい。

○岩井説明員 下水の管の大きさの設計をします場合には、一応長年の雨量の記録を参照してやります。ただ、さつきもお答え申し上げましたように、非常に工費がかかるのでありまして、すべての降雨に対して収容できるような下水環境を完備しようとする莫大な工費がかかる。それで、御承知のように日本では雨量が多いわけでございますから、大体十年に一回、五年に一回の浸水は工費の点でやむを得ない、こういうことで設計をやつております。

○中井委員 やむを得ないというのは一つ取り消して、大いに——技術屋さんがそんなことを言つておつちやだめですよ。私は災はもう苦しい体験がありまして、大雨が降ると下水の水があふれて、町が洪水になった。高台なんです、原因がわからない。下水道は掃除をしないからというので、ずっと調べてみたらそうじゃないのです。まことにきれないんだ。きれいだけれど、はけないうことのために、その町の損害はもう實際は数百万円に及んだというふうなことがありまして、やむを得ないなんていうことで弱氣でやらぬように……そんなことじゃだめですよ。これをほくははつきり申し上げる。

○尾村政府委員 終末処理場の費用がかかるのでありますが、大体の見当では下水道は排水利用人口の一人頭、

大休上水道と同じくらい、概略一万円くらいかかる。そのうち終末処理場がそれに対して約二割の二千円程度のものでございまして、しかし小さい規模のところでもやりますと、どうしても単価が上がるわけでありまして。そこで簡易な衛生的な終末処理方法につきまして、みんな必要を感じまして研究しているわけでもございまして、現在のところこれを半減以下にするというような方法はまだ研究ができておりません。しかしこれは尿尿のいわゆる下水パイプによらない消化装置と併行いたしまして、嫌気性あるいは好気性消化処理ないしはその他の化学処理等を加えた改良につきまして、今非常に研究を進めつつございまして。

○中井委員 その中でも一度資金の面を伺っておきまして、今国の助成は何分です。それについて大臣、こういうふうな国民性というか何というか、あるいはまた貧すれば鈍するとか、あるいはまた計画なしに、ただ都市が膨脹してあとで下水道をやるから大へん金がかかる。やはり国がこれを指導的立場において、この補助率なんかは上水道や何かと違って、もっと徹底的に上げることが必要だ、こういう考えを持っておるのですが、その見解などを伺っておきたい。

○根本國務大臣 御指摘のように、おくれからおから補助金を出してほとんどやれというお気持は私も同感いたしますが、現実の問題として、これは先ほど以来お話し上げたように、相当経費がかかるということ、これが国庫の補助施設としてやっているような工合でありますので、現在の財政状況からすれば、従来の三分の一補助

をさらに急激に増加するということは、私としては望ましいことであるけれども、実際実現性は困難であるという考えでございまして。この点については財務当局あるいは厚生省関係——厚生省関係はわれわれと同じようにできるだけ補助してやってほしいという御意見でございまして、先ほど申し上げましたように十一年で二千億の事業をやるとしても、この計画自身についてすら政府の財政負担について、実はかなり財政当局は難色を示しておるの

でありますので、政府の補助金をふやすことによって、事業量が今度は具体的に伸びないということになるとまた大へん困りますので、今のところこの程度の補助制度で事業量をふやした方が、私はむしろ現実的ではなからうかというふうに考えておるのでござい

○中井委員 それは逆でして、十一年二千億、一年二百億ですよ。地方財政はことしあたり一兆一千億を突破しておる。この二百億の中の三分の一補助ということになりまして約七十億ですか、あと百数十億でいける。これはやりませう。あなた方は少しどうも甘過ぎるな。これはもう困っているのだ。全国の都市とも、この次にやることは何かというと、道路と同時にこれです。私は逆に補助金を五割にでもすれば、これは大へん需要だと思ふ。そういう面について、どうも少し皆さん甘過ぎますね。だからもっとこれは努力してもらいたい。これは私は強く要望しておきます。

最後に、今般らばとめくりましたが、この法案の最後に罰則がありますね。この罰則はどうも実にえげつな

い。懲役五年とはどうですか。下水道をそうこわす人があります。下水道なら私はわかるが、五年以下の懲役とはどうですか。これは一つ建設委員の皆さんに修正していただきたいと思うが、これはひどいのです。どうして五年にしたか、その理由だけを伺っておきたい。私はもうあとのことは聞かなくていいんだ。五年はひどい。何か外国でそれに関連した大事件でもあったのかな、どうですか。

○志村説明員 四十五条の規定でございまして、下水道の施設を損壊したりあるいは施設の機能に障害を与えまして、下水の排除を妨害した者に対する罰則を規定しているわけでもございまして、いろいろなことによりまして下水の排除を妨害することによって、人工の洪水を起したりというようなことも場合によっては考えられる、さような意味におきまして、一番重い刑は五年というふうに書いたわけでもございま

○中井委員 十年に一度は洪水を覚悟して計画しているのに、これはおかしいですよ。これは大臣、率直に言ってあなたもあまり詳しくお調べにならぬで判を押されたと思うのだが、これはどうも少しひどいように思いますので、善処してほしい。それで関連しますが、水道の場合の罰則はどうなっているのです。

○尾村政府委員 昨年改正いたしました、上水道はやはり最高五年でございまして。今のこれにちょうど相応するものが水道の五年でございまして。

○中井委員 実は去年もこの五年について大いに問題にしたのですが、私ども連合審査をやるとまがなくて、御

存じのように亀山委員などにいいかげんにごまかされてしまったのですが、しかし上水道が五年であれば、少くとも下水道は常識では同率というのはおかしいです。上水道はわかりましたけれども、下水道の五年というのは幾ら何でもひどいと思う。その点だけ申し上げておきます。

○根本國務大臣 ただいま御指摘の罰則の件は、これは建設省の意見ではございせん。これは御承知のように法務省、そちらの関係において、これは刑量を全部考えておるわけですが、こういう公共の施設が損壊されることは、一般に公安あるいは治安に関することであるというので、そういう関係から法務省当局としては上水道も下水道も、ともにこれは最高限度のあれをすべきたという強い主張のもとに、これがなされておるのでありまして、これはその意味において、われわれの方の判定でやったのではなくて、今上水道について言われたと同じく、治安並びに一般国民の環境の保持、こういう観点から法務行政上から見ての意見でありますので、われわれはその意見を尊重してこのようにいたしましたわけでも

○中井委員 そういうことなら法務当局を呼んで、私も意見を聞きたいと思ひます。率直に言いましてこれはほとんどあり得べからざることで考えて、何か、第三次世界大戦でもあった場合を想定して——これ以上のことは言いませんが、私は大体わかりませんが、そういうことをやめて意味がありますか。どうですか、もっと大きな問題でございませう。そういう意味から言いまして、私は国民感情

から見てどうも五年というのはやはりひどい。これは建設大臣も、建設省所管としてはそういう御答弁でありましようけれども、国務大臣としては、そういう政治的なものはもっと政治的に解決をする、こういう御判断でないといけないと私は考えます。これは答弁を要求しますが、以上であります。

○萩野委員長代理 亀山君。

○亀山委員 同僚中井委員の御質問に對して、大臣から御答弁がありました。それについてちょっと私お伺いしたいと思ひます。

日本の都市構造のみならず全般から見て、一番おくれおるのは下水道であり尿尿処理であります。それに対して今大臣から、大いに努力するというお話もありましたが、国の補助を三分の一から上げたいということ、これは当然なことだと思ひます。これこそ国がなすべき補助として一番有意義であろうと思ひます。それに関連して下水道が比較的普及しなかつたというの

は、今まではとっておるところもありますけれどもとらぬところもある、いわゆる受益者負担の問題、この受益者負担をどういうふうにお考えになるか、この法律にはその規定がない、それは一体どういうふうなお考えであるのか、その点をお伺いしたい。

○町田政府委員 ただいま御意見のございましたように、下水道を伸ばしますためには受益者負担をとらうというところも非常に有力な手段だろうと思ひます。現在下水道の設置のために受益者負担を現にとらうる市町村もございまして。ただ数は非常に少ないのでございまして。そこで受益者負担について特に下水道法に規定はいたしてござ

起債その他をさすものだと私は考えるのと、それからもう一つは、この場合私は、はっきり起債であれば起債でよろしいかと思ひます。ただ資金の融通と書いてありますので、一体この融通というのは何を意味するのか、この際はずきりしておいていただきたいと思ひます。

○根本国務大臣 御指摘のように、これは起債を考えているわけでござい

○門司委員 起債をお考えになつておるとしますと、これは別に、私は法律の体裁として、こういう形で出されることの是非も論ずる必要はあるかと思ひます。これは何も起債であれば特に融通をしてもらうということではなくて、これは起債の認可に努力してもらえばいいことであつて、金を貸してもらつて、まあ起債にしたつて一時借り入れで貸すのは貸すのだから同じことだ、融通であるという理屈は立つてもいいかもしれませんが、この辺の取扱ひの上でこれはどういう形になりますか。地方の自治体がこういうものをやりたいという場合は、この起債の認可という幅があると思ひます。そうむやみにやらぬと思ひます。そこで自治庁に聞いておきたいんですが、この場合の融通が起債だということになりますと、工事との関連性、それから直接はその工事について国と地方との関連性が、ここで非常にもつれる問題が出てくると思ひます。国が、これだけやりたいといつても、地方の自治体がその起債に

応じるかどうかということが問題になつてくる。特に問題になるのは再建団体であります。今の自治庁の方針か

らえば、おそらく再建団体におきましては、建設省が何といつても、起債の認可なんかはなかなか容易ではないのです。これはきつめて償還の対象になる部面の下水道などというものは、自治庁は金を貸さぬと言ひま

○門司委員 最後のお言葉が悪いのですが、あなたは、支障のない限りはと、こう言ひでしよう。これは必ず

支障があるというのですよ。実際問題として、下水のこの法律を見てみましても、下水料金によつてこの収支が償ふものではないのです。やはり少くとも補助があり、さらに維持管理等については一般財源から必ず繰り入れなければならぬようなことになると思ひます。これが独立採算制で完全な公営事業としての性格を持ち、公営事業としてやれるのなら、これは資金面についても私はあまりあなたの方にやましいことは言ひない。公営企業の方から出してもらへばいいということにな

○門司委員 建設省関係の諸君はよく聞いておいて下さい。自治庁はそういう意見だそうですから、間違ひのないように財政措置をなしてもらいたいと思ひます。

それからもう一つ、次の問題として出てきますのは、今申し上げましたような公営事業との関連性ですが、これは私はいろいろの問題が出てくると思ひます。ここに勤めておられます従業員諸君の身分関係も出て参ります。公営企業としての取扱ひを受ければ、やはり公営企業に対する、公企業の労働者としての取扱ひを受けなければならぬ。これが今のままであれば、単純労働者としての取扱ひを受けるということになる。労働者の身分関係を持つてきます。そこで問題にならうと思ひますのは、これらの事業が公営企業として、片方には料金をとるといふことになつておるから、もし料金がとれるならば、これは公営企業として一体自治庁は認めることができるかどうかという問題であります。

○小林(興)政府委員 私はこの下水は、先ほど建設大臣から上水道との関連のお話も出ておりましたが、上水道と関連をせしめて、公営企業としての経営をやろうと自治庁がいえば、私は認めて一向にかまわぬ、そういうふうな考えでおります。むしろ下水を發展させるためには、ある程度工業用水も上水もひつくるめ、水一環として経営する方向に持つていった方が、われわれとしても適当じゃないだろうか、そういう考えを持っております。

○門司委員 今の自治庁の御答弁で、やや財政といひますか、資金の面も、

もしそうなれば、これを公営企業の今の財政資金の中から起債ができるということになれば、割合に融資の関係も楽になつてくると私は思ひます。がしかし問題になりますのは、今自治庁の財政局長はそういう気やうな答弁をしたが、なかなか実際は問題じゃないかと思ひます。これは料金によつてまかなう性質のものでないのですから、今の公営企業の中でも独立をしておる、たとえば交通事業あるいは水道事業のようなもので、独立採算制をとつておるところでも、足りないものは本市経済から出せる道は開けておりますから、これもそのたぐいだといへばたぐいになるかもしれませんが、基本の方針が独立採算制をとるといふのと、そうでないといふのと、その基本の考え方の上に違ひがあるものとなつておりますので、私はその辺は困難性が多少ありはしないかと思ひます。今の財政局長のお言葉を百パーセント信頼いたしておきまして、できるだけこれも公営企業という形の中で、一つ融資あるいは事業の促進をはかつてもらいたい、こうきようは申し上げて、それから先に行つてまた工合が悪くなると困りますから、そのくらいにしておきます。

○門司委員 今自治庁の御答弁で、やや財政といひますか、資金の面も、

もしそうなれば、これを公営企業の今の財政資金の中から起債ができるということになれば、割合に融資の関係も楽になつてくると私は思ひます。がしかし問題になりますのは、今自治庁の財政局長はそういう気やうな答弁をしたが、なかなか実際は問題じゃないかと思ひます。これは料金によつてまかなう性質のものでないのですから、今の公営企業の中でも独立をしておる、たとえば交通事業あるいは水道事業のようなもので、独立採算制をとつておるところでも、足りないものは本市経済から出せる道は開けておりますから、これもそのたぐいだといへばたぐいになるかもしれませんが、基本の方針が独立採算制をとるといふのと、そうでないといふのと、その基本の考え方の上に違ひがあるものとなつておりますので、私はその辺は困難性が多少ありはしないかと思ひます。今の財政局長のお言葉を百パーセント信頼いたしておきまして、できるだけこれも公営企業という形の中で、一つ融資あるいは事業の促進をはかつてもらいたい、こうきようは申し上げて、それから先に行つてまた工合が悪くなると困りますから、そのくらいにしておきます。

○門司委員 今自治庁の御答弁で、やや財政といひますか、資金の面も、

もしそうなれば、これを公営企業の今の財政資金の中から起債ができるということになれば、割合に融資の関係も楽になつてくると私は思ひます。がしかし問題になりますのは、今自治庁の財政局長はそういう気やうな答弁をしたが、なかなか実際は問題じゃないかと思ひます。これは料金によつてまかなう性質のものでないのですから、今の公営企業の中でも独立をしておる、たとえば交通事業あるいは水道事業のようなもので、独立採算制をとつておるところでも、足りないものは本市経済から出せる道は開けておりますから、これもそのたぐいだといへばたぐいになるかもしれませんが、基本の方針が独立採算制をとるといふのと、そうでないといふのと、その基本の考え方の上に違ひがあるものとなつておりますので、私はその辺は困難性が多少ありはしないかと思ひます。今の財政局長のお言葉を百パーセント信頼いたしておきまして、できるだけこれも公営企業という形の中で、一つ融資あるいは事業の促進をはかつてもらいたい、こうきようは申し上げて、それから先に行つてまた工合が悪くなると困りますから、そのくらいにしておきます。

同には、必ず住宅経営をすることのた
めに下水道についても考慮しなければ
ならぬ、あるいは一定の負担をしなけ
ればならぬということも義務づけられ
ておるかという事です。

○町田政府委員 住宅公団が御承知の
ように非常に大規模の宅地造成をいた
しております。それでこの宅地造成の
場合には、現在必ず下水道を施設させ
ております。なお、下水道工事を住宅
公団が宅地造成とあわせてみずから実
施することを可能にいたしますため
に、下水道法第十六条を設けまし
て、公共下水道管理者以外の者におき
ましても、公共下水道管理者の承認を
受けて、公共下水道の工事または施設
の維持等ができるというように法定い
たしております。

○門司委員 問題はそれから先なん
です。それから先聞きたいのは、法律は
そうなっておりますが、そうすると現
実の問題として、今の住宅公団の建て
ております建設は、都市からかなり離
れておるのです。だから、住宅のまわ
りだけは下水をこしらえるかもしれない
い。あるいは明渠ぐらいのものは何で
もないことですか、すぐこしらえる
かもしれない。しかしそれとのつなが
りです。これはやはり都市に義務づけ
ないと、つながりが出てこないと思は
れます。問題は、実際はこの辺にあ
るのです。ことに最近では平らなところ
でなくて、少し小高いようなところに
何百戸あるいは千幾ら、まごまごする
と二千戸ぐらいのたくさんあるところ
があります。東京に行きましても二千
ぐらいのところがあつたでしょう。こ
ういふところに参りますと、下水は必
ずしもよくありません。公団の中だけ
の下

水はとっておりませんが、そのつなが
りをどこのつながりかということにつ
いては、必ずしもよくない。そういうこ
の義務づけはどうかになっておりますか。
当該市町村が必ずそれと結びつけな
ければならぬということになると、家
が建つと同時に自然的に下水工事はし
なければならぬ、義務づけすることに
なる。これはそういうことになってお
りますか。

○町田政府委員 下水道法では、下水
管理者が必ずそういう場合に下水道を
作らなければならぬという義務づけは
ございません。ただいまお話の点の義
務を課した規定はございませんが、こ
れは行政措置といえますか、行政指導
で実施して参りたい、こういうように
考えております。

○門司委員 それからその次にもう一
つ、二つ聞いておきたいと思つていま
す。先ほどどなたか質問の中に
ございましたが、汚濁防止法が完全で
ない現在の日本では、結局下水道法と
いうものがある程度この役割を果す
ことになりはしないかと考えられる。
またそうでなければならぬと思つて
います。その辺はどうなんですか。これは厚
生省の所管になるかもしれないと思つ
ています。しかし私は厚生省よりもむしろ建設省
のこの中に含めた方が、法律として
も、施行の実際としてもいいと思つて
いる。その辺の考え方はどうなん
ですか。

○尾村政府委員 水質汚濁防止法、す
なわち公共海域、河川等の方から見
ました水質汚濁の防止の問題でありま
すが、これは国会でぜひ水質汚濁防止
法をお願いしたいということ、一番
関連のあります各省、それぞれ昨
年か

ら熱心に立案をいたしました。これ
は各省の調整を要しますので、経済企
画庁にお願いして、経済企画庁がこれ
の取扱者となりまして、最近まで法案
の立案を進めておられますが、関係し
ております省は、一日も早くこれが提
案されまして通過することを、もっぱ
ら取扱いの衝に立つて今要望を続けて
おるわけでありまして、従いまして下水
道法案がもし成立いたしましたら、そ
ちからがあらまさんと、それとの調整に
おいて事が始まりませんので、とりあ
えずこの政令ですみやかに下水の終末
の水質を規制する、こういうことで建
設省と厚生省でいろいろの案をもうす
で考えているわけでございます。

○門司委員 二十一条にはそういうこ
とになっております。「放流水の水質
検査を行い」と書いてある。さらに
また政令といふことも書いてありま
す。しかし私が聞いておりますのは、
新たなそういう法律でござつたするよ
りも、この法律の中に入れたらどうか
ということですか。法律を一本にしてし
まう。いわゆる下水に関する限りは建
設省がやるということ、これはあなた
の方がよく御存じだと思つていま
す。思つては、工場から出て参
ります汚濁の水は天然自然に出てくる
水ではありませんが、わかつていま
す。それから同時にやはり水の性質
によつては結局終末処理場のような
ものを持つていかなければ、事実上害
あるものが相当あるわけですね。それ
は川に流せば魚が死んだり、あるいは
人ほに持つていけば病が枯れたり、海
へ流しても近海のいそ、その他魚介
類、海藻類に非常に大きな害を与え
ることは御存じの通りであります。だ

ら、汚濁という学問上の議論は私はど
うかと思つておられます。本質として
は下水道の中に含まるべき本質のもの
であると思つて。だからこの法律の中
にそれまで入れたらどうかということ
です。持ち回りをしてなわ張り争ひを
して——いやそうじゃないと言われ
るかもしれないが、各省折衝ばかりし
ないで、この中に入れたらどうです
か。

○尾村政府委員 下水道法案の中に、
下水の放流水の水質の規制も入れるこ
とにいたしました。

○門司委員 下水のものは入れること
にきまつてはいるが、そうでないもの
があります。片方に汚濁を防止する法律
をこしらえるならば、その法律をやめ
て、この法律一本にしたらどうかとい
うことです。その方がやりやすいので
す。

○根本国務大臣 門司さんの今の御意
見は一つの有力な意見だと思つていま
す。そうしますと、実は鉱山とか工場
を持つていて人が今まで通り野放図に
やつて、一般の公衆その他環境衛生を
悪くしてそのまゝにほうっておくとい
うことは適當でない。そういうことで
相当程度工場自身、鉱山自身が汚濁防
止について支出をなし、なおかつそれ
で足りないものを措置しよう、こうい
う考え方、先ほど厚生省の事務当局
が答弁した通りであります。実
はこれは河川法の問題と関係してくる
わけですね。そこで河川法の改正をせ
ひ、今回これと一緒にやりたいというこ
とで、われわれの方としては非常に熱心
にこれを進めておりますが、肝心の厚
生省の方が具体的な現実の処理の問題
について、なかなか意見の調整がとれ

ないために、実は残念ながら汚濁防止
に関する法律、それに関連する河川法
の改正ができない。いいかげんなこと
をしていくとかえつていけないから、
ぜひともこれは抜本的な措置を講じよ
うということ、少し時間をかけても
その方面に集中しよう、これは農林省
も厚生省もわれわれも一体的な意見で
す。問題は工場、鉱山関係の問題がま
だ調整がとれないためにこういう状況
になっておりますが、できるだけすみ
やかに意見調整をして、抜本的な処
置を講じたいと思つております。

○門司委員 大臣、お急ぎのよう
です。最後に大臣にはつきりしたこと
を聞いておきたいと思つていますが、問題
はこの法律の中でずっと考えられてお
りますものの中に、終末処理の問題
が厚生省の所管になるようになってい
るのです。これはやはり私は下水道
法という法律がはつきりこうして出
て、そうしてその施設その他の責任
を建設省が負うというならば、終末処
理の問題自身については、これはほん
とろの技術的な問題だと思つて。水質の
検査その他を、あるいは衛生関係
の問題もあるかと思つておられます。
こんなものは技術者のやることであ
つて、建設省の衛生を監督する管理も厚
生省の管理も同じものだと思う。同じ
技術者であれば事は足りると思つて。だ
からこの法律の一貫性から考えても、
やはり最後の終末処理に至るまで建設
省が責任を負うという形を私はとつて
もらいたい。そういたしますと、建
設省は終末処理場の建設さえすれば
いいんだ、あとはいかにやうになる
と厚生省の関係だということになる

と、間違ひは私はないと思ひますけれども、もしいろいろな地方の住民が迷惑をするようなことでも起つた場合に、これまでは私の方の責任だけれども、これから先は向うの省の責任だといふようなことを言ふたさうなことは、私はその住民が迷惑すると思ひます。従つてこれは大臣にお聞きしたいのだが、どうなす。仕事はおれの方でやるのだが、あとの終末は厚生省にやらせるという二元的なものはしない、下水だけは一元的なものにするという考え方を持つか、あるいはさつきちよつとお話のありました下水道、さらに工業用水に関する、水に

を食ふなければならぬ、こういうことを考へて参りますと、やはり水に関する限りは、一つにまとめて政府のどこかの機関にこれを終末するか、あるいはそれができないとすれば、せめて下水道に関する限りは終末処理まで建設省が責任を負うという建前を私はとるべきだと思ふ。この辺の大臣としてのお考え方はどうですか。

と、私はさつき申しましたような迷惑が出てきやしないかと思ふのです。今の日本の都市行政の中で一番大きな問題は尿の処理の問題と塵埃の焼却の問題とが隠れた大きな問題であります。これを海上投棄その他で始末しようという一つの考え方がある。しかしこれらについては場所が指定してあつて、そこまで持つて行けばいい。尿処理に關しまして水洗便所のものでありますし、途中で投入して、それが下水道管から処理場に流れておるもの

つけて本格的にこの際考へる必要がある。たとえば名古屋において終末処理をやつておられますが、あれは途中から尿を投入して一つの管の中に流して、これが雨水とは別の形で処理場に流れて行つておる。そして終末処理されておる。これはやはりできれば雨水と同じような一つの下水工事の中にこれが含まれて行くといふふうにするのが一つあると思ふ。それからもう一つありますのは、たとえば今横浜でやつておられます下水工事などを見ておきますと、主として雨水を対象とした下水工事が行われておる。従つて終末処理のところも尿の処理をするような大きな設備も要らなければ、ただアップするポンプがあつて、多少水質の検査等をやつておられますが、これは大したことはないではない。しかしそれだけでいいものではない。必ずその中には将来尿の投入ということが考へられてくる。そう考へて参りますと、これを厚生省の所管にしておくか、あるいは建設省の所管にするかというところについては、これは事業自体の問題だと思ふ。だからどこまでも保健衛生がそういう建前だから、最後の終末処理については厚生省が行うべきだという議論は、これは形式論であつて、実際の仕事というものはやはり一本化するためにこれは建設省がやつた方が筋が通つてくるというところを考へられますが、もう一度大臣からこの際はつきり聞いておきたい。

うな事態がございしますれば、厚生省、建設省、直ちに連絡をとりまして、そういう事態を解消していきたい。なおまた現実やつてみて、どうしてもこれは工合が悪いということになりますれば、それは門司さんの御意見で再検討する必要があると存じますけれども、現状においては、これは先ほど門司さんが御指摘になりましたように、下水道自体が環境衛生のためのものだといへば、逆のこととも言えるのです。これは厚生省が全部やつて、築造だけはおちがやつてもいいではないかという議論もたつてきます。そこでこれは行政の便宜のためにやつておることでありますから、一般利用者あるいは都市の環境衛生上差しつかえがなかつたならば現状のままでやつていいではないか、こういうふうな考へておる次第でございします。

私は考へられると思ふ。日本の水に關する行政というものは、工業用水はやはり通産省その他がいろいろ關係してきておる。そしてこの工業用水から派生してくるものはどこになるかというところ、建設省にしまつていくかと思ふ。これは何も考へられていないようだけれども、現在の日本の、御承知のように新潟の沈下、あるいは大阪の沈下、尼崎の沈下、京浜地帯におきまして、地盤は沈下してきておる。これらの原因がもし工業用水に地下水が利用されることによって、あるいは掘け出よりもよけいに水を汲み上げることによつて障害が起つたりするならば、これは通産省はそこまでは知らぬのです。水を汲ませるか、汲ませないか、水をどうするかというところは、やかましいことを言う。しかしあと地盤が沈下したからといってその始末はどうするかというところ、建設省がやらなければならぬ、あるいは地方の自治体が責任

を考へて参りますと、やはり水に關する限りは、一つにまとめて政府のどこかの機関にこれを終末するか、あるいはそれができないとすれば、せめて下水道に関する限りは終末処理まで建設省が責任を負うという建前を私はとるべきだと思ふ。この辺の大臣としてのお考え方はどうですか。

と、私はさつき申しましたような迷惑が出てきやしないかと思ふのです。今の日本の都市行政の中で一番大きな問題は尿の処理の問題と塵埃の焼却の問題とが隠れた大きな問題であります。これを海上投棄その他で始末しようという一つの考え方がある。しかしこれらについては場所が指定してあつて、そこまで持つて行けばいい。尿処理に關しまして水洗便所のものでありますし、途中で投入して、それが下水道管から処理場に流れておるもの

つけて本格的にこの際考へる必要がある。たとえば名古屋において終末処理をやつておられますが、あれは途中から尿を投入して一つの管の中に流して、これが雨水とは別の形で処理場に流れて行つておる。そして終末処理されておる。これはやはりできれば雨水と同じような一つの下水工事の中にこれが含まれて行くといふふうにするのが一つあると思ふ。それからもう一つありますのは、たとえば今横浜でやつておられます下水工事などを見ておきますと、主として雨水を対象とした下水工事が行われておる。従つて終末処理のところも尿の処理をするような大きな設備も要らなければ、ただアップするポンプがあつて、多少水質の検査等をやつておられますが、これは大したことはないではない。しかしそれだけでいいものではない。必ずその中には将来尿の投入ということが考へられてくる。そう考へて参りますと、これを厚生省の所管にしておくか、あるいは建設省の所管にするかというところについては、これは事業自体の問題だと思ふ。だからどこまでも保健衛生がそういう建前だから、最後の終末処理については厚生省が行うべきだという議論は、これは形式論であつて、実際の仕事というものはやはり一本化するためにこれは建設省がやつた方が筋が通つてくるというところを考へられますが、もう一度大臣からこの際はつきり聞いておきたい。

うな事態がございしますれば、厚生省、建設省、直ちに連絡をとりまして、そういう事態を解消していきたい。なおまた現実やつてみて、どうしてもこれは工合が悪いということになりますれば、それは門司さんの御意見で再検討する必要があると存じますけれども、現状においては、これは先ほど門司さんが御指摘になりましたように、下水道自体が環境衛生のためのものだといへば、逆のこととも言えるのです。これは厚生省が全部やつて、築造だけはおちがやつてもいいではないかという議論もたつてきます。そこでこれは行政の便宜のためにやつておることでありますから、一般利用者あるいは都市の環境衛生上差しつかえがなかつたならば現状のままでやつていいではないか、こういうふうな考へておる次第でございします。

これは何も考へられていないようだけれども、現在の日本の、御承知のように新潟の沈下、あるいは大阪の沈下、尼崎の沈下、京浜地帯におきまして、地盤は沈下してきておる。これらの原因がもし工業用水に地下水が利用されることによって、あるいは掘け出よりもよけいに水を汲み上げることによつて障害が起つたりするならば、これは通産省はそこまでは知らぬのです。水を汲ませるか、汲ませないか、水をどうするかというところは、やかましいことを言う。しかしあと地盤が沈下したからといってその始末はどうするかというところ、建設省がやらなければならぬ、あるいは地方の自治体が責任

を考へて参りますと、やはり水に關する限りは、一つにまとめて政府のどこかの機関にこれを終末するか、あるいはそれができないとすれば、せめて下水道に関する限りは終末処理まで建設省が責任を負うという建前を私はとるべきだと思ふ。この辺の大臣としてのお考え方はどうですか。

と、私はさつき申しましたような迷惑が出てきやしないかと思ふのです。今の日本の都市行政の中で一番大きな問題は尿の処理の問題と塵埃の焼却の問題とが隠れた大きな問題であります。これを海上投棄その他で始末しようという一つの考え方がある。しかしこれらについては場所が指定してあつて、そこまで持つて行けばいい。尿処理に關しまして水洗便所のものでありますし、途中で投入して、それが下水道管から処理場に流れておるもの

つけて本格的にこの際考へる必要がある。たとえば名古屋において終末処理をやつておられますが、あれは途中から尿を投入して一つの管の中に流して、これが雨水とは別の形で処理場に流れて行つておる。そして終末処理されておる。これはやはりできれば雨水と同じような一つの下水工事の中にこれが含まれて行くといふふうにするのが一つあると思ふ。それからもう一つありますのは、たとえば今横浜でやつておられます下水工事などを見ておきますと、主として雨水を対象とした下水工事が行われておる。従つて終末処理のところも尿の処理をするような大きな設備も要らなければ、ただアップするポンプがあつて、多少水質の検査等をやつておられますが、これは大したことはないではない。しかしそれだけでいいものではない。必ずその中には将来尿の投入ということが考へられてくる。そう考へて参りますと、これを厚生省の所管にしておくか、あるいは建設省の所管にするかというところについては、これは事業自体の問題だと思ふ。だからどこまでも保健衛生がそういう建前だから、最後の終末処理については厚生省が行うべきだという議論は、これは形式論であつて、実際の仕事というものはやはり一本化するためにこれは建設省がやつた方が筋が通つてくるというところを考へられますが、もう一度大臣からこの際はつきり聞いておきたい。

うな事態がございしますれば、厚生省、建設省、直ちに連絡をとりまして、そういう事態を解消していきたい。なおまた現実やつてみて、どうしてもこれは工合が悪いということになりますれば、それは門司さんの御意見で再検討する必要があると存じますけれども、現状においては、これは先ほど門司さんが御指摘になりましたように、下水道自体が環境衛生のためのものだといへば、逆のこととも言えるのです。これは厚生省が全部やつて、築造だけはおちがやつてもいいではないかという議論もたつてきます。そこでこれは行政の便宜のためにやつておることでありますから、一般利用者あるいは都市の環境衛生上差しつかえがなかつたならば現状のままでやつていいではないか、こういうふうな考へておる次第でございします。

ように下水料金を水道料金の二割五分までとつてよろしいということである。これはなせそういふことをいたしておるかという、やはり今申し上げましたようなことで、下水も含まれた一つの工事だといふことになって、水道料金を上げるかあるいは下水料金としてとるかといふことも一面考えられますが、そういうことも関連性を持ってありますので、ここで料金というところをお書きになつて、料金をとることができるといふことになつて参りますと、私はやはりどうしても尿処理その他といふものがこの中に含まれた考え方としてこゝういふものが出てくる。そうすればやはり一貫性を持つてくるので、私の考え方はさつきから申し上げておりますように、保健衛生だけを考へるなら厚生省だといふことの考へ方が出てくるかも知れぬ。しかし、現在の日本の事業における主体といふものは厚生省だけにまかしたつてできるものではない。仕事はおれの方でやるからあつたお前の方の管轄だといふことになれば、それでいいじゃないかといふ議論が出てくるかも知れませんが、それはなかなかさうはいかぬ。それは都市の行政の關係からいへば、二元的にこゝういふものがあるといふことは、住民としてはあまり幸福でないといふことは、やはり仕事をやる上においても料金を支払ふといふことになりまゝと、やはり工事自身についての仕事であつて、あとはほとんど維持、管理の仕事であつて、何もそうやかましい仕事ではないと思ふ。同時に保健衛生といふことも、先ほどから申し上げておりますように、何も建設省の衛生技

師も厚生省の衛生技師も變りがないと思ふ。だから、念を押すようですけれども、今の大臣の御答弁だとすると、料金の問題がやはりひつかかつてきて、どうも私もすつきりしない。むしろこの際は、下水道に關する限りは終末処理まで、繰り返して悪いようですけれども、建設省一本にまゐめて、そして建設省の今の一つの課ぐらいで小さい。今もおしかりがありました。が、小さいですよ。實際は一つの課で今の日本の下水をやるなんて、とてつもないことだと思ふ。別に大臣を置けといふ言ひませんが、少くとも獨立した局ぐらいのものがなければ、この仕事に手をつけるといふことはおこがましいと思ふ。そういう観点からいいますと、どうですか、もう一べん考え直してもらつてほんとうに建設省なら建設省一本でやるということではできませんか。

○根本国務大臣 繰り返しての強い御要望であります。十分検討はいたしますが、料金の問題とこの問題は、私は必ずしも矛盾しないと思つております。施設をやる場合において、管理についても、所管は違つておりますけれども、下水道は一環として施設をやる、それについての使用料をいただくことであるから、それは私は大した矛盾はないと思ひます。しかし門司さんが言われるごとくに、そういう見方は確かにあり得るのです。そこで従来いろいろその点が議論されたのであります。これは物事を全部まとめるという場合に、やはり分割して、責任を持つていくということも大きな仕事にはつきものである。その点で今後十分に検討いたして

あるといふこととならば、当然あとで研究するといふことでなく、これは厚生省や大蔵省あるいは通産省も文句を言ふかも知れませんが、少くとも建設省は全体の責任を負つて、やはり一貫したものでないか、これはやはり私は少し工合が悪いと思ふ。これ以上は大蔵省の御答弁は要求いたしませんから、大臣、御退席になつてもけっこうだと思ひます。

あとは技術的なことで一つ二つ聞いておきたいと思ひます。自治体の事業計画と本省との計画の関連性ですが、これは本省が要求するものか、あるいは地方の自治体から要求したものについて仕事をしたいといふものか、この関連性はどうなんですか。

○町田政府委員 これは事業を行いたといふ希望を持つてゐる市町村、つまり下水道管理者から自発的に認可を申請してくるということになつております。

○門司委員 そうしますと、こういうことになりませんか。建設省の方では一応の計画は持つてゐるが、しかしその計画は一応の計画であつて、実施計画は市町村にまかせる、こういうことですか。

○町田政府委員 本省の方で持つております計画は、行政措置として各市町村に対して指導する際に用ひますが、實際上手続をいたしましては、先ほど申しましたように、各自自治体から事業の認可を申請させる、こういうことになつております。

○門司委員 その場合に、これはまたあと戻りするようだが、さつきからだといふ議論をしている起債の問題であります。認可の問題について自治体は

文句を言ひませんか。

○小林(興)政府委員 起債はワクがきまつておりますから、ワク内につきまして——もちろんワクをはずれるわけにいきませんので、その点だけはお許しを願ひます。

○門司委員 そうすると、事業計画が地方の自治体から出てきても、財政の關係では必ずしもそのまゝのみにするものではないといふことなんですか。

○小林(興)政府委員 結局この事業計画は、おそろく工事の技術的な計画だらうと思ひます。それを毎年どれだけやつていくかといふ問題がございまして、これは一つは國の補助金がどれだけきまるか、こういう問題があるかと思ひます。それとあとはその自己財源の問題とともに起債のワクといふ問題が一つのワクになりまして、ワク内においてわれわれとしては起債を配分していく、こういうことにせざるを得ないと思ひます。その場合には國の補助金に伴うものは、先ほど申しました通り、國の補助金は言はずとたくさんつけませんから、これくらいのは化は何でもない。それに伴うものはわれわれとしては起債をつけるつもりでもちろんです。

○門司委員 これ以上は聞きません。資金の面でも一つ聞いておきたい。例の公營企業に対する公庫ができております。この間地方行政委員会では、一時借り入れをする場合に、これから出すことができるということになつております。この下水工事についてもそういう措置がとられて、あの金庫と言ひますか、公庫の中から一時借り入れその他がこの事業に適用される

というふうになれれば解釈すべきだと考えておりますが、自治庁はどう考えておりますか。

○小林(興)政府委員 この間ここで御修正願いましたのは、公営企業に限っております。先ほど門司委員おっしゃいました通り、かりに下水を公営企業としてやる団体ならば、問題なくできると思います。そこに入らぬ限りは一般会計ですから、全部政府資金、そういう建前でいきたいと思います。

○西村委員長 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がないようでございますから連合審査会はこれにて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会